

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十八日

奈良県人事委員会委員長 松 村 二 郎

奈良県人事委員会規則第十号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年十二月奈良県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第十三号中「次項第七号」を「第十五号から第十七号まで及び次項第六号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同項第九号中「子」の下に「（勤務時間条例第四条第四項第一号において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）」を加え、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 会計年度任用職員の出産の場合 出産予定日より六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から産後八週間を経過する日までの期間

第九条第一項に次の三号を加える。

十五 会計年度任用職員が配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 会計年度任用職員の配偶者の出産に係る入院等の日から当該出産の日後二週間を経過する日までの期間内における三日の範囲内の期間

十六 会計年度任用職員の配偶者が出産する場合であつてその出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該産後八週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における五日の範囲内の期間

十七 会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一年度において五日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあつては、十五日）の範囲内の期間

第九条第二項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

附 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。